

伊万里市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び伊万里市職員の
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 2 号

伊万里市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び伊万里市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(伊万里市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊万里市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

(勤勉手当)

第 1 5 条の 2 給与条例第 1 5 条の 7 の規定は、任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項において準用する給与条例第 1 5 条の 7 の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第 2 4 条第 1 項中「この条」の次に「及び次条第 1 項」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(勤勉手当)

第 2 4 条の 2 給与条例第 1 5 条の 7 の規定は、任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 3 項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前 6 か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項において準用する給与条例第 1 5 条の 7 の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

(給与改定の実施時期等の取扱い)

第33条 この条例において準用する給与条例の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 この条例において準用する給与条例の規定について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正が年度の中から施行される場合における次に掲げる会計年度任用職員の当該年度中の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 特定の時期に任用される会計年度任用職員であって、任期が3月以内のもの

(2) パートタイム会計年度任用職員であって、第24条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者に該当するもの

3 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前2項の規定によることができない場合又は前2項の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(伊万里市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 伊万里市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。